

福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例及び同施行規則

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
目次 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条） 第 2 章 人員に関する基準(第 4 条) 第 3 章 施設及び設備に関する基準（第 5 条・第 6 条） 第 4 章 運営に関する基準(第 7 条－第 18 条) 第 5 章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設及び設備並びに運営に関する基準 第 1 節 この章の趣旨及び基本方針（第 19 条・第 20 条） 第 2 節 施設及び設備に関する基準（第 21 条・第 22 条） 第 3 節 運営に関する基準（第 23 条・第 24 条） 第 6 章 雑則（第 25 条） 附則 第 1 章 総則	目次 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条） 第 2 章 人員に関する基準(第 4 条) 第 3 章 施設及び設備に関する基準（第 5 条・第 6 条） 第 4 章 運営に関する基準(第 7 条－第 18 条) 第 5 章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設及び設備並びに運営に関する基準 第 1 節 この章の趣旨及び基本方針（第 19 条・第 20 条） 第 2 節 施設及び設備に関する基準（第 21 条・第 22 条） 第 3 節 運営に関する基準（第 23 条・第 24 条） 第 6 章 雑則（第 25 条） 附則 第 1 章 総則	目次 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条) 第 2 章 人員に関する基準(第 3 条) 第 3 章 施設及び設備に関する基準（第 4 条・第 5 条） 第 4 章 運営に関する基準(第 6 条－第 31 条) 第 5 章 ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備並びに運営に関する基準 第 1 節 施設及び設備に関する基準（第 32 条・第 33 条） 第 2 節 運営に関する基準（第 34 条－第 41 条） 第 6 章 雑則（第 42 条） 附則 第 1 章 総則	目次 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条) 第 2 章 人員に関する基準(第 3 条) 第 3 章 施設及び設備に関する基準（第 4 条・第 5 条） 第 4 章 運営に関する基準(第 6 条－第 31 条) 第 5 章 ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備並びに運営に関する基準 第 1 節 施設及び設備に関する基準（第 32 条・第 33 条） 第 2 節 運営に関する基準（第 34 条－第 41 条） 第 6 章 雑則（第 42 条） 附則 第 1 章 総則	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十七条第一項から第三項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を次のように定める。 目次 第一章 趣旨及び基本方針(第一条・第一条の二) 第二章 人員に関する基準(第二条) 第三章 施設及び設備に関する基準（第三条・第四条） 第四章 運営に関する基準(第五条－第三十八条) 第五章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準 第一節 この章の趣旨及び基本方針(第三十九条・第四十条) 第二節 施設及び設備に関する基準(第四十一条) 第三節 運営に関する基準（第四十二条－第五十条） 第六章 雑則（第五十一条） 附則 第一章 趣旨及び基本方針	（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正） 第九条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）の一部を次の表のように改正する。

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
（趣旨） 第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 97 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定めるものとする。 （定義） 第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。	（趣旨） 第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 97 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定めるものとする。 （定義） 第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。	（趣旨） 第 1 条 この規則は、福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 69 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。	（趣旨） 第 1 条 この規則は、福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 69 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。	（趣旨） 第一条 介護老人保健施設に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに同条第二項の規定による医師及び看護師の員数の基準は、それぞれ次の各号に定める規定による基準とする。 一 療養室、診察室及び機能訓練室の基準 第三条（療養室、診察室及び機能訓練室に係る部分に限る。）、第四十一条（療養室、診察室及び機能訓練室に係る部分に限る。）、附則第四条、附則第八条から附則第十一条まで、附則第十三条、附則第十四条、附則第十五条第一項及び附則第十六条（機能訓練室に係る部分に限る。）の規定による基準 二 医師及び看護師の員数の基準 第二条（医師及び看護師の員数に係る部分に限る。）の規定による基準 2 介護老人保健施設に係る法第九十七条第四項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一 法第九十七条第二項の規定により、同条第四項第一号に掲げる事項について都道	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
				府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条（医師及び看護師の員数に係る部分を除く。）、第二十三条（第五十条において準用する場合を含む。）並びに第四十八条第二項及び第三項の規定による基準 二 法第九十七条第三項の規定により、同条第四項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第一項（第五十条において準用する場合を含む。）、第五条の二（第五十条において準用する場合を含む。）、第十三条第四項から第六項まで、第十五条（第五十条において準用する場合を含む。）、第十八条第七項、第二十六条の二（第五十条において準用する場合を含む。）、第二十九条第二項（第五十条において準用する場合を含む。）、第三十二条（第五十条において準用する場合を含む。）、第三十六条（第五十条において準用する場合を含む。）、第	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
（基本方針） 第3条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。 2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。 3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居	（基本方針） 第3条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。 2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。 3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居			三十六条の二(第五十条において準用する場合を含む。)、第四十三条第六項から第八項まで及び第四十四条第八項の規定による基準 三 法第九十七条第一項、第二項又は第三項の規定により、同条第四項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、第一項各号及び前二号に定める基準以外のもの （基本方針） 第一条の二 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。 2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。 3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 第 2 章 人員に関する基準 第 4 条 介護老人保健施設には、医師及び看護師のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。	宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 第 2 章 人員に関する基準 第 4 条 介護老人保健施設には、医師及び看護師のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。	第 2 章 人員に関する基準 第 3 条 条例第 4 条第 1 項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	第 2 章 人員に関する基準 第 3 条 条例第 4 条第 1 項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 第二章 人員に関する基準 （従業者の員数） 第二条 法第九十七条第二項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。 一 医師 常勤換算方法で、入所者の数を百で除して得た数以上	第二章 人員に関する基準 （従業者の員数） 第二条 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
(1) 薬剤師	(1) 薬剤師	(1) 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適当数	(1) 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適当数	二 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適当数	
(2) 准看護師又は介護職員	(2) 准看護師又は介護職員	(2) 准看護師又は介護職員 常勤換算方法(当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下この項において同じ。)で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）又は介護職員を1以上(看護職員の員数は看護職員及び介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は看護職員及び介護職員の総数の7分の5程度をそれぞれ標準とする。)	(2) 准看護師又は介護職員 常勤換算方法(当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下この項において同じ。)で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）又は介護職員を1以上(看護職員の員数は看護職員及び介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は看護職員及び介護職員の総数の7分の5程度をそれぞれ標準とする。)	三 看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）又は介護職員（以下「看護・介護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに一以上(看護職員の員数は看護・介護職員の総数の七分の二程度を、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の七分の五程度をそれぞれ標準とする。)	
(3) 支援相談員	(3) 支援相談員	(3) 支援相談員 1以上(入所者の数が100を超える場合にあっては、常勤の支援相談員1名に加え、常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上)	(3) 支援相談員 1以上(入所者の数が100を超える場合にあっては、常勤の支援相談員1名に加え、常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上)	四 支援相談員 一以上(入所者の数が百を超える場合にあっては、常勤の支援相談員一名に加え、常勤換算方法で、百を超える部分を百で除して得た数以上。)	
(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上	(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上	五 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を百で除して得た数以上	
(5) 栄養士又は管理栄養士	(5) 栄養士又は管理栄養士	(5) 栄養士又は管理栄養士 入所定員100以上の介護老人保健施設にあっては、1以上	(5) 栄養士又は管理栄養士 入所定員100以上の介護老人保健施設にあっては、1以上	六 栄養士又は管理栄養士 入所定員百以上の介護老人保健施設にあっては、一以上	
(6) 介護支援専門員	(6) 介護支援専門員	(6) 介護支援専門員 1以上(入所者の数が100又はそ	(6) 介護支援専門員 1以上(入所者の数が100又はそ	七 介護支援専門員 一以上(入所者の数が百又はその	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
(7) 調理員、事務員その他の従業者 2 前項各号に掲げる従業者に 関し必要な基準は、規則で定める。	(7) 調理員、事務員その他の従業者 2 前項各号に掲げる従業者に 関し必要な基準は、規則で定める。	の端数を増すごとに1を標準とする。) (7) 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じた適当数 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。 3 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 4 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が本体施設に従事する場合であって、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとする。	の端数を増すごとに1を標準とする。) (7) 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じた適当数 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。 3 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 4 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が本体施設に従事する場合であって、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとする。	端数を増すごとに一を標準とする。) 八 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じた適当数 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。 3 第一項の常勤換算方法は、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。 5 第一項第七号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であって、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、次項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとする。	2～5 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		5 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員 (2) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員 (3) 病院(病床数が100以上のものに限る。) 栄養士若し	5 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員 (2) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員 (3) 病院(病床数が100以上のものに限る。) <u>医師又は栄</u>	6 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 一 介護老人保健施設 医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員 二 介護医療院 医師、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員 三 病院 <u>医師</u>、<u>栄養士</u>若しくは管理栄養士(病床数百以上	6 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 一・二 （略） 三 病院 <u>医師又は</u>栄養士若しくは管理栄養士(病床数百以

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		くは管理栄養士 (4) <u>病院(健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設に限る。)</u> <u>介護支援専門員</u>	養士若しくは管理栄養士（削る）	の病院の場合に限る。）又は<u>介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</u> 四 診療所 医師	上の病院の場合に限る。）（削る） 四 （略）
		6 第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。	6 第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。	7 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、	7 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
第 3 章 施設及び設備に関する基準 （施設） 第 5 条 介護老人保健施設は、療養室、診察室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を設けなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な	第 3 章 施設及び設備に関する基準 （施設） 第 5 条 介護老人保健施設は、療養室、診察室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を設けなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な	(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。 (2) 支援相談員又は介護支援専門員 当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当数 第 3 章 施設及び設備に関する基準 （施設の基準） 第 4 条 条例第 5 条第 1 項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。	(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。 (2) 支援相談員又は介護支援専門員 当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当数 第 3 章 施設及び設備に関する基準 （施設の基準） 第 4 条 条例第 5 条第 1 項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。	栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。 一 医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。 二 支援相談員又は介護支援専門員 当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当数 第三章 施設及び設備に関する基準 （厚生労働省令で定める施設） 第三条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員 29 人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員 29 人以下の介護老人保健施設であつて、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の場合にあつては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を設けないことができる。 (1) 談話室 (2) 食堂 (3) 浴室 (4) レクリエーション・ルーム (5) 洗面所	連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員 29 人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員 29 人以下の介護老人保健施設であつて、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の場合にあつては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を設けないことができる。 (1) 談話室 (2) 食堂 (3) 浴室 (4) レクリエーション・ルーム (5) 洗面所			施設の場合にあつては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。 一 療養室 二 診察室 三 機能訓練室 四 談話室 五 食堂	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
(6) 便所 (7) サービス・ステーション (8) 調理室 (9) 洗濯室又は洗濯場 (10) 汚物処理室 2 前項各号に掲げる施設に関し必要な基準は、規則で定める。	(6) 便所 (7) サービス・ステーション (8) 調理室 (9) 洗濯室又は洗濯場 (10) 汚物処理室 2 前項各号に掲げる施設に関し必要な基準は、規則で定める。			六 浴室 七 レクリエーション・ルーム 八 洗面所 九 便所 十 サービス・ステーション 十一 調理室 十二 洗濯室又は洗濯場 十三 汚物処理室 2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。 一 療養室 イ 一の療養室の定員は、四人以下とすること。 ロ 入所者一人当たりの床面積は、八平方メートル以上とすること。 ハ 地階に設けてはならないこと。 ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ホ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ヘ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ト ナース・コールを設けること。 二 機能訓練室 一平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、機能訓練室は四十平方	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		(1) 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。 (2) 食堂 2平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。 (3) 浴室 ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。 ウ 出入口の幅は、内法による測定で、1メートル以上とすること。 (4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。 (5) 洗面所 療養室のある階ごとに設けること。 (6) 便所 ア 療養室のある階ごとに設けること。 イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 ウ 常夜灯を設けること。 エ 出入口の幅は、内法による測定で、1メートル以上とすること。	(1) 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。 (2) 食堂 2平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。 (3) 浴室 ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。 ウ 出入口の幅は、内法による測定で、1メートル以上とすること。 (4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。 (5) 洗面所 療養室のある階ごとに設けること。 (6) 便所 ア 療養室のある階ごとに設けること。 イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 ウ 常夜灯を設けること。 エ 出入口の幅は、内法による測定で、1メートル以上とすること。	メートル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。 三 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。 四 食堂 二平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。 五 浴室 イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。 六 レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。 七 洗面所 療養室のある階ごとに設けること。 八 便所 イ 療養室のある階ごとに設けること。 ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 ハ 常夜灯を設けること。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
（構造設備の基準） 第6条 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とする。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。	（構造設備の基準） 第6条 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とする。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。	2 条例第5条第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 （構造設備の基準） 第5条 条例第6条第1項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。 (2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 消防長又は当該介護老	2 条例第5条第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 （構造設備の基準） 第5条 条例第6条第1項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。 (2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 消防長又は当該介護老	3 第一項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。 （構造設備の基準） 第四条 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。 一 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。 イ 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。 ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 当該介護老人保健施	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		人保健施設の所在地を所管する消防署長と相談の上、条例第 14 条第 1 項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ 条例第 14 条第 1 項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。	人保健施設の所在地を所管する消防署長と相談の上、条例第 14 条第 1 項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ 条例第 14 条第 1 項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。	設の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第二十八条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 (2) 第二十八条第一項に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 (3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。 三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。 四 階段には、手すりを設ける	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての介護老人保健施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 3 介護老人保健施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けなければならな	2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての介護老人保健施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 3 介護老人保健施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けなければならな	2 条例第6条第2項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等	2 条例第6条第2項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等	こと。 五 廊下の構造は、次のとおりとすること。 イ 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。 ロ 手すりを設けること。 ハ 常夜灯を設けること。 六 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。 七 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 2 前項第一号の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護老人保健施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
い。	い。	火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	
4 前3項に規定するもののほか、介護老人保健施設の構造設備に関し必要な基準は、規則で定める。	4 前3項に規定するもののほか、介護老人保健施設の構造設備に関し必要な基準は、規則で定める。	3 前2項に規定するもののほか、介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。 (2) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。	3 前2項に規定するもののほか、介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。 (2) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
第 4 章 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第 7 条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、施設の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択	第 4 章 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第 7 条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、施設の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択	(3) バルコニーの構造は、次のとおりとすること。 ア 療養室等が 2 階以上の階にある場合は、各階に非常災害に際して避難、救出その他必要な行為に有効となるように設けること。 イ 幅は、内法による測定で、90センチメートル以上とすること。 (4) 階段には、手すりを設けること。 (5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。 ア 幅は、1.8 メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7 メートル以上とすること。 イ 手すりを設けること。 ウ 常夜灯を設けること。 (6) 前 2 号に定めるほか、入所者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けること。 第 4 章 運営に関する基準	(3) バルコニーの構造は、次のとおりとすること。 ア 療養室等が 2 階以上の階にある場合は、各階に非常災害に際して避難、救出その他必要な行為に有効となるように設けること。 イ 幅は、内法による測定で、90センチメートル以上とすること。 (4) 階段には、手すりを設けること。 (5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。 ア 幅は、1.8 メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7 メートル以上とすること。 イ 手すりを設けること。 ウ 常夜灯を設けること。 (6) 前 2 号に定めるほか、入所者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けること。 第 4 章 運営に関する基準	第四章 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第五条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十五条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により入所申込者の同意を得なければならない。	に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により入所申込者の同意を得なければならない。	（重要事項の電磁的方法による提供） 第6条 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、条例第7条の規定による文書の交付に代えて、第3項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織（介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入	（重要事項の電磁的方法による提供） 第6条 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、条例第7条の規定による文書の交付に代えて、第3項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織（介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入	められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。 2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（第3項の承諾又は第4項の申出をする場合にあっては、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2) 磁気ディスク、CD-ROM その他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 2 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することがで	所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（第3項の承諾又は第4項の申出をする場合にあっては、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2) 磁気ディスク、CD-ROM その他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 2 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することがで	所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することがで	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		きるものでなければならない。 3 介護老人保健施設は、第1項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第1項各号に規定する方法のうち介護老人保健施設が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式 4 前項の承諾を得た介護老人保健施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。	きるものでなければならない。 3 介護老人保健施設は、第1項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第1項各号に規定する方法のうち介護老人保健施設が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式 4 前項の承諾を得た介護老人保健施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。	きるものでなければならない。 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 5 介護老人保健施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一 第二項各号に規定する方法のうち介護老人保健施設が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式 6 前項の規定による承諾を得た介護老人保健施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限り	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
（提供拒否の禁止） 第8条 介護老人保健施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んではない。	（提供拒否の禁止） 第8条 介護老人保健施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んではない。	（サービス提供困難時の対応） 第7条 介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 （受給資格等の確認） 第8条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。 2 介護老人保健施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。	（サービス提供困難時の対応） 第7条 介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 （受給資格等の確認） 第8条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。 2 介護老人保健施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。	でない。 （提供拒否の禁止） 第五条の二 介護老人保健施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んではない。 （サービス提供困難時の対応） 第五条の三 介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 （受給資格等の確認） 第六条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 2 介護老人保健施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
（入退所） 第9条 介護老人保健施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。 2 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所	（入退所） 第9条 介護老人保健施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。 2 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所	（要介護認定の申請に係る援助） 第9条 介護老人保健施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 介護老人保健施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。	（要介護認定の申請に係る援助） 第9条 介護老人保健施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 介護老人保健施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。	（要介護認定の申請に係る援助） 第七条 介護老人保健施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 介護老人保健施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。 （入退所） 第八条 介護老人保健施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。 2 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。 3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。 4 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。 5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護師、准看護師、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。 6 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接	申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。 3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。 4 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。 5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護師、准看護師、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。 6 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接			申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。 3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。 4 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。 5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。 6 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
な連携に努めなければならない。	な連携に努めなければならない。	（サービスの提供の記録） 第 10 条 介護老人保健施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。 2 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 3 介護老人保健施設は、入所者から前項の規定による記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。 （利用料等の受領） 第 11 条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービス（介護保険法（以下「法」という。）第 48 条第 4 項の規定により施設介護サービス費（同条第 1 項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護保健施設サービスをい	（サービスの提供の記録） 第 10 条 介護老人保健施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。 2 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 3 介護老人保健施設は、入所者から前項の規定による記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。 （利用料等の受領） 第 11 条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービス（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 48 条第 4 項の規定により施設介護サービス費（同条第 1 項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る	な連携に努めなければならない。 （サービスの提供の記録） 第九条 介護老人保健施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。 2 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第十条 削除 （利用料等の受領） 第十一条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）に該当す	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		う。以下同じ。）に該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護保健施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 介護老人保健施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1	介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護保健施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 介護老人保健施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1	る介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護保健施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。 2 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 介護老人保健施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。) (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。) (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (5) 理美容代 (6) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担	号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。) (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。) (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (5) 理美容代 (6) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担	第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。) 二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。) 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 理美容代 六 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		させることが適当と認められるもの 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 介護老人保健施設は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 （保険給付の請求のための証明書の交付） 第12条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。	させることが適当と認められるもの 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 介護老人保健施設は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 （保険給付の請求のための証明書の交付） 第12条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。	させることが適当と認められるもの 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 介護老人保健施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 （保険給付の請求のための証明書の交付） 第十二条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。 （介護保健施設サービスの取扱方針） 第十三条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、	
（介護保健施設サービスの取扱方針） 第10条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、	（介護保健施設サービスの取扱方針） 第10条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。 2 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。 4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会（管理者及び入所者の介護保健施設サービスの提供を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」	その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。 2 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。 4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会（管理者及び入所者の介護保健施設サービスの提供を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」			う、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。 2 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。 4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
という。）を活用して行うことができるものとする。以下同じ。）が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 (1) 入所者又は他の入所者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 (2) 身体的拘束等を行う以外に当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。 6 介護老人保健施設は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について入所者又はその家族に対して説明した上で、文書により入所者の同意を得ること。 (3) 当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに第4項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 7 介護老人保健施設は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第5項各号に定める要件のいずれにも該当する	という。）を活用して行うことができるものとする。以下同じ。）が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 (1) 入所者又は他の入所者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 (2) 身体的拘束等を行う以外に当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。 6 介護老人保健施設は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について入所者又はその家族に対して説明した上で、文書により入所者の同意を得ること。 (3) 当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに第4項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 7 介護老人保健施設は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第5項各号に定める要件のいずれにも該当する			5 介護老人保健施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
かについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 8 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。 9 介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	かについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 8 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。 9 介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	(施設サービス計画の作成)	(施設サービス計画の作成)	6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。 7 介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (施設サービス計画の作成)	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		第13条 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族	第13条 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族	第十四条 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求め	に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求め	に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求め	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		るものとする。 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。 10 計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 定期的に入所者に面接すること。 (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等に	るものとする。 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。 10 計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 定期的に入所者に面接すること。 (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等に	るものとする。 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 一 定期的に入所者に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等に	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
（診療の方針） 第 11 条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1） 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行われること。 （2） 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。 （3） 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。	（診療の方針） 第 11 条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1） 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行われること。 （2） 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。 （3） 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。	より、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 （1） 入所者が要介護更新認定を受けた場合 （2） 入所者が法第 29 条第 1 項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 12 第 2 項から第 8 項までの規定は、第 9 項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。	より、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 （1） 入所者が要介護更新認定を受けた場合 （2） 入所者が法第 29 条第 1 項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 12 第 2 項から第 8 項までの規定は、第 9 項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。	より、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合 二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。 （診療の方針） 第十五条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。 三 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
(4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行われること。 (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わないこと。 (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しないこと。	(4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行われること。 (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わないこと。 (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しないこと。	（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等） 第14条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、<u>協力病院</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。 2 介護老人保健施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。 3 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければなら	（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等） 第14条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、<u>協力医療機関</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。 2 介護老人保健施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。 3 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければなら	四 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。 五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。 六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。 （必要な医療の提供が困難な場合等の措置等） 第十六条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、<u>協力病院</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。 2 介護老人保健施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。 3 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければなら	（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等） 第十六条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、<u>協力医療機関</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。 2～4 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		ない。 4 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。 （機能訓練） 第15条 介護老人保健施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。 （栄養管理） 第15条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。 （口腔衛生の管理） 第15条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。	ない。 4 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。 （機能訓練） 第15条 介護老人保健施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。 （栄養管理） 第15条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。 （口腔衛生の管理） 第15条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。	ない。 4 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。 （機能訓練） 第十七条 介護老人保健施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。 （栄養管理） 第十七条の二 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。 （口腔衛生の管理） 第十七条の三 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		（看護及び医学的管理の下における介護） 第16条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 2 介護老人保健施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。 3 介護老人保健施設は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4 介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えないなければならない。 5 介護老人保健施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 6 介護老人保健施設は、前各項に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。 7 介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による	（看護及び医学的管理の下における介護） 第16条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 2 介護老人保健施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。 3 介護老人保健施設は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4 介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えないなければならない。 5 介護老人保健施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 6 介護老人保健施設は、前各項に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。 7 介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者によ	（看護及び医学的管理の下における介護） 第十八条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 2 介護老人保健施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。 3 介護老人保健施設は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4 介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えないなければならない。 5 介護老人保健施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 6 介護老人保健施設は、前各項に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。 7 介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		看護及び介護を受けさせてはならない。 （食事） 第 17 条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体^しの状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。 2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。 （相談及び援助） 第 18 条 介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 （その他のサービスの提供） 第 19 条 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。 2 介護老人保健施設は、常に、入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 （入所者に関する市町村への通知）	る看護及び介護を受けさせてはならない。 （食事） 第 17 条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体^しの状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。 2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。 （相談及び援助） 第 18 条 介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 （その他のサービスの提供） 第 19 条 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。 2 介護老人保健施設は、常に、入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 （入所者に関する市町村への通知）	看護及び介護を受けさせてはならない。 （食事の提供） 第十九条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体^しの状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。 2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。 （相談及び援助） 第二十条 介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 （その他のサービスの提供） 第二十一条 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。 2 介護老人保健施設は、常に、入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 （入所者に関する市町村への通知）	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
（管理者による管理） 第12条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、次に掲げる施設の職務に従事できるものとする。</u> (1) サテライト型小規模介護老人保健施設 (2) サテライト型特定施設(本体施設との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の	（管理者による管理） 第12条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、次に掲げる施設の職務に従事できるものとする。 (1) サテライト型小規模介護老人保健施設 (2) サテライト型特定施設(本体施設との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の	第20条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 (1) 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	第20条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 (1) 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	第二十二条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 （管理者による管理） 第二十三条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条において「指定地域</u>	（管理者による管理） 第二十三条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準」

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
場所で運営される指定地域密着型特定施設(福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第 62 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。）をいう。） (3) サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するものとの密接な連携を確保しつつ、これらとは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第 72 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。)をいう。) （管理者の責務） 第 13 条 介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。 2 介護老人保健施設の管理者は、従業者にこの章及びこの条例に基づく規則の規定（介	場所で運営される指定地域密着型特定施設(福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第 62 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。）をいう。） (3) サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するものとの密接な連携を確保しつつ、これらとは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第 72 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。)をいう。) （管理者の責務） 第 13 条 介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。 2 介護老人保健施設の管理者は、従業者にこの章及びこの条例に基づく規則の規定（介			密着型サービス基準」という。）第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。 （管理者の責務） 第二十四条 介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。 2 介護老人保健施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮	という。）第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
護老人保健施設の運営に関する基準に係る規定に限る。）を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。	護老人保健施設の運営に関する基準に係る規定に限る。）を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。	（計画担当介護支援専門員の責務） 第 21 条 計画担当介護支援専門員は、第 13 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。 (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。 (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。 (4) 条例第 16 条第 2 項に規定する苦情の内容等を記録すること。 (5) 条例第 17 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に	（計画担当介護支援専門員の責務） 第 21 条 計画担当介護支援専門員は、第 13 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。 (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。 (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。 (4) 条例第 16 条第 2 項に規定する苦情の内容等を記録すること。 (5) 条例第 17 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に	命令を行うものとする。 （計画担当介護支援専門員の責務） 第二十四条の二 計画担当介護支援専門員は、第十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。 二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。 三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。 四 第三十四条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。 五 第三十六条第三項に規定する事故の状況及び事故に	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		際して採った処置について記録すること。 （運営規程） 第 22 条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第 27 条第 1 項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入所定員 (4) 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (5) 施設の利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他施設の運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第 23 条 介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 介護老人保健施設は、当該施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさ	際して採った処置について記録すること。 （運営規程） 第 22 条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第 27 条第 1 項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入所定員 (4) 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (5) 施設の利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他施設の運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第 23 条 介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 介護老人保健施設は、当該施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさ	際して採った処置について記録すること。 （運営規程） 第二十五条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入所定員 四 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 五 施設の利用に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 虐待の防止のための措置に関する事項 八 その他施設の運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第二十六条 介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 介護老人保健施設は、当該施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		ない業務については、この限りでない。 3 介護老人保健施設は、従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、従業者に対し、研修機関又は当該介護老人保健施設が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、高齢者虐待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第5項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。以下同じ。）の防止等のため、従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 5 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要か	ない業務については、この限りでない。 3 介護老人保健施設は、従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、従業者に対し、研修機関又は当該介護老人保健施設が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、高齢者虐待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第5項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。以下同じ。）の防止等のため、従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 5 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要か	ない業務については、この限りでない。 3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要か	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		つ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （業務継続計画の策定等） 第 23 条の 2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。 3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 （定員の遵守） 第 24 条 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	つ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （業務継続計画の策定等） 第 23 条の 2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。 3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 （定員の遵守） 第 24 条 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	つ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （業務継続計画の策定等） 第二十六条の二 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。 3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 （定員の遵守） 第二十七条 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	
（非常災害対策）	（非常災害対策）			（非常災害対策）	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
第 14 条　介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。	第 14 条　介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。			第二十八条　介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	
2　介護老人保健施設は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。	2　介護老人保健施設は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。			2　介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
3　介護老人保健施設は、第 1 項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	3　介護老人保健施設は、第 1 項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。				
		（衛生管理等）	（衛生管理等）	（衛生管理等）	（衛生管理等）
		第 25 条　介護老人保健施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。	第 25 条　介護老人保健施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。	第二十九条　介護老人保健施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。	第二十九条　（略）
		2　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。	2　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。	2　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	2　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
		(1)　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための	(1)　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための	一　当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の	一　当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		指針を整備すること。 (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 (協力病院等) 第26条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病	指針を整備すること。 (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 (協力医療機関等) 第26条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各	予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 (協力病院) 第三十条 介護老人保健施設は、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協</u>	予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三・四 （略） (協力医療機関等) 第三十条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		<u>院を定めておかなければなら</u> <u>ない。</u>	<u>号に掲げる要件を満たす協力</u> <u>医療機関（第３号の要件を満</u> <u>たす協力医療機関にあっては</u> <u>、病院に限る。）を定めておか</u> <u>なければならない。ただし、</u> <u>複数の医療機関を協力医療機</u> <u>関として定めることにより当</u> <u>該各号の要件を満たすことと</u> <u>しても差し支えない。</u>	<u>力病院を定めておかなければ</u> <u>ならない。</u>	<u>の各号に掲げる要件を満たす</u> <u>協力医療機関（第三号の要件</u> <u>を満たす協力医療機関にあっ</u> <u>ては、病院に限る。）を定めて</u> <u>おかななければならない。た</u> <u>だし、複数の医療機関を協力医</u> <u>療機関として定めることによ</u> <u>り当該各号の要件を満たすこ</u> <u>ととしても差し支えない。</u>
		（新設）	<u>(1) 入所者の病状が急変した</u> <u>場合等において、医師又は看</u> <u>護職員が相談対応を行う体</u> <u>制を常時確保していること。</u>	（新設）	<u>二 入所者の病状が急変した</u> <u>場合等において医師又は看</u> <u>護職員が相談対応を行う体</u> <u>制を、常時確保していること</u> <u>。</u>
		（新設）	<u>(2) 当該介護老人保健施設か</u> <u>らの診療の求めがあった場</u> <u>合において、診療を行う体制</u> <u>を常時確保していること。</u>	（新設）	<u>二 当該介護老人保健施設か</u> <u>らの診療の求めがあった場</u> <u>合において診療を行う体制</u> <u>を、常時確保していること。</u>
		（新設）	<u>(3) 入所者の病状が急変した</u> <u>場合等において、当該介護老</u> <u>人保健施設の医師又は協力</u> <u>医療機関その他の医療機関</u> <u>の医師が診療を行い、入院を</u> <u>要すると認められた入所者</u> <u>の入院を原則として受け入</u> <u>れる体制を確保しているこ</u> <u>と。</u>	（新設）	<u>三 入所者の病状が急変した</u> <u>場合等において、当該介護老</u> <u>人保健施設の医師又は協力医療</u> <u>機関その他の医療機関の医師</u> <u>が診療を行い、入院を要すると</u> <u>認められた入所者の入院を原</u> <u>則として受け入れる体制を確</u> <u>保していること。</u>
		（新設）	<u>2 介護老人保健施設は、１年</u> <u>に１回以上、協力医療機関と</u> <u>の間で入所者の病状が急変し</u> <u>た場合等の対応を確認すると</u> <u>ともに、協力医療機関の名称</u> <u>等を当該介護老人保健施設に</u> <u>係る指定を行った市長に届け</u> <u>出なければならない。</u>	（新設）	<u>2 介護老人保健施設は、一年</u> <u>に一回以上、協力医療機関と</u> <u>の間で、入所者の病状が急変</u> <u>した場合等の対応を確認する</u> <u>とともに、協力医療機関の名</u> <u>称等を、当該介護老人保健施</u> <u>設に係る指定を行った都道府</u> <u>県知事に届け出なければならない。</u>
		（新設）	<u>3 介護老人保健施設は、感染</u> <u>症の予防及び感染症の患者に</u>	（新設）	<u>3 介護老人保健施設は、感染</u> <u>症の予防及び感染症の患者に</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
			<u>対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u>		<u>対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u>
		（新設）	<u>4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u>	（新設）	<u>4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u>
		（新設）	<u>5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u>	（新設）	<u>5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u>
		<u>2 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u>	<u>6 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u>	<u>2 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u>	<u>6 （略）</u>
		（揭示） 第27条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見や	（揭示） 第27条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見や	（揭示） 第三十一条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の	（揭示） 第三十一条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		すい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、 <u>協力病院</u> 、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又は縦覧に供さなければならない。	すい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、 <u>協力医療機関</u> 、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。	見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、 <u>協力病院</u> 、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、 <u>協力医療機関</u> 、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。
		2 介護老人保健施設は、 <u>前項に規定する事項</u> を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 <u>同項</u> の規定による掲示に代えることができる。 (新設)	2 介護老人保健施設は、 <u>重要事項</u> を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 <u>前項</u> の規定による掲示に代えることができる。	2 介護老人保健施設は、 <u>前項に規定する事項</u> を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 <u>同項</u> の規定による掲示に代えることができる。 (新設)	2 介護老人保健施設は、 <u>重要事項</u> を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 <u>前項</u> の規定による掲示に代えることができる。
			3 <u>介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u>		3 <u>介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u>
(秘密保持等) 第15条 介護老人保健施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 介護老人保健施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書に	(秘密保持等) 第15条 介護老人保健施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 介護老人保健施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書に			(秘密保持等) 第三十二条 介護老人保健施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 介護老人保健施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書に	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
より入所者の同意を得ておかなければならない。	より入所者の同意を得ておかなければならない。	（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止） 第 28 条 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止） 第 28 条 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	より入所者の同意を得ておかなければならない。	
（苦情処理） 第 16 条 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 介護老人保健施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、法第 2 3 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から	（苦情処理） 第 16 条 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 介護老人保健施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、法第 2 3 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から			（苦情処理） 第三十四条 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 介護老人保健施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員か	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
の質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 介護老人保健施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 5 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 6 介護老人保健施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	の質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 介護老人保健施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 5 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 6 介護老人保健施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	（地域との連携等）	（地域との連携等）	らの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 介護老人保健施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 5 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 6 介護老人保健施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	（地域との連携等）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
（事故発生の防止及び発生時の対応） 第 17 条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告されるとともに、当該事実の分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる	（事故発生の防止及び発生時の対応） 第 17 条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告されるとともに、当該事実の分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる	第 29 条 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 2 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	第 29 条 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 2 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	第三十五条 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 2 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 （事故発生の防止及び発生時の対応） 第三十六条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。 三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
ものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 介護老人保健施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 4 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 （虐待の防止） 第17条の2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催すると	ものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 介護老人保健施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 4 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 （虐待の防止） 第17条の2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催すると			ものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 介護老人保健施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 4 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 （虐待の防止） 第三十六条の二 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催すると	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
ともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。 (4) 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	ともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。 (4) 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	（新設） （会計の区分） 第 30 条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計	<u>（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）</u> 第 29 条の 2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。 （会計の区分） 第 30 条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計	ともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施 するための担当者を置くこと。 （新設） （会計の区分） 第三十七条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の	<u>（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）</u> 第三十六条の三 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		を区分しなければならない。 （記録の整備） 第 31 条 介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。 (1) 施設サービス計画 (2) 条例第 9 条第 4 項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録 (3) 第 10 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 条例第 10 条第 6 項第 3 号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録 (5) 第 20 条に規定する市町村への通知に係る記録 (6) 条例第 16 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録 (7) 条例第 17 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	を区分しなければならない。 （記録の整備） 第 31 条 介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。 (1) 施設サービス計画 (2) 条例第 9 条第 4 項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録 (3) 第 10 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 条例第 10 条第 6 項第 3 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録 (5) 第 20 条の規定による市町村への通知に係る記録 (6) 条例第 16 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録 (7) 条例第 17 条第 3 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	会計を区分しなければならない。 （記録の整備） 第三十八条 介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 施設サービス計画 二 第八条第四項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録 三 第九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 四 第十三条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 五 第二十二條に規定する市町村への通知に係る記録 六 第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録 七 第三十六条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（記録の整備） 第三十八条 （略） 2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 （略） 二 第八条第四項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録 三 第九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 四 第十三条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 五 第二十二條の規定による市町村への通知に係る記録 六 第三十四条第二項の規定による苦情の内容等の記録 七 第三十六条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
（暴力団員等の排除） 第 18 条 介護老人保健施設の管理者は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつてはならない。 2 介護老人保健施設は、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。	（暴力団員等の排除） 第 18 条 介護老人保健施設の管理者は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつてはならない。 2 介護老人保健施設は、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。				
第 5 章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設及び設備並びに運営に関する基準	第 5 章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設及び設備並びに運営に関する基準	第 5 章 ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備並びに運営に関する基準	第 5 章 ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備並びに運営に関する基準	第五章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準	第五章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準
第 1 節 この章の趣旨及び基本方針	第 1 節 この章の趣旨及び基本方針			第一節 この章の趣旨及び基本方針	
（この章の趣旨） 第 19 条 第 3 条及び前 2 章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的	（この章の趣旨） 第 19 条 第 3 条及び前 2 章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的			（この章の趣旨） 第三十九条 第一条の二、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設及び設備並びに運営に関する基準については、この章に定めるところによる。 （基本方針） 第20条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。 2 ユニット型介護老人保健施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設及び設備並びに運営に関する基準については、この章に定めるところによる。 （基本方針） 第20条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。 2 ユニット型介護老人保健施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。			じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。 （基本方針） 第四十条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。 2 ユニット型介護老人保健施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 第 2 節 施設及び設備に関する基準 （施設） 第 21 条 ユニット型介護老人保健施設は、療養室、診察室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を設けなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は	3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 第 2 節 施設及び設備に関する基準 （施設） 第 21 条 ユニット型介護老人保健施設は、療養室、診察室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を設けなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は	第 1 節 施設及び設備に関する基準 （施設の基準） 第 32 条 条例第 21 条第 1 項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。	第 1 節 施設及び設備に関する基準 （施設の基準） 第 32 条 条例第 21 条第 1 項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。	3 ユニット型介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 第二節 施設及び設備に関する基準 （厚生労働省令で定める施設） 第四十一条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニッ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあっては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を設けないことができる。 (1) ユニット ア 共同生活室 イ 洗面所 ウ 便所 (2) 浴室 (3) サービス・ステーション (4) 調理室 (5) 洗濯室又は洗濯場 (6) 汚物処理室 2 前項各号に掲げる施設に関し必要な基準は、規則で定める。	洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあっては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を設けないことができる。 (1) ユニット ア 共同生活室 イ 洗面所 ウ 便所 (2) 浴室 (3) サービス・ステーション (4) 調理室 (5) 洗濯室又は洗濯場 (6) 汚物処理室 2 前項各号に掲げる施設に関し必要な基準は、規則で定める。	(1) ユニット	(1) ユニット	ト型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあっては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。 一 ユニット 二 診察室 三 機能訓練室 四 浴室 五 サービス・ステーション 六 調理室 七 洗濯室又は洗濯場 八 汚物処理室 2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする 一 ユニット イ 療養室 (1) 一の療養室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への介護保健施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることがで	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
				きる。 (2) 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。 (3) 一の療養室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。 (4) 地階に設けてはならないこと。 (5) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 (6) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 (7) 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 (8) ナース・コールを設けること。 ロ 共同生活室 (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むため	
		ア 共同生活室 (ア) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所とし	ア 共同生活室 (ア) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所とし		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		てふさわしい形状を有すること。 (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。 イ 洗面所 (ア) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 ウ 便所 (ア) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 (ウ) 常夜灯を設けること。 (エ) 出入口の幅は、内法による測定で、1メートル以上とすること。	てふさわしい形状を有すること。 (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。 イ 洗面所 (ア) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 ウ 便所 (ア) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 (ウ) 常夜灯を設けること。 (エ) 出入口の幅は、内法による測定で、1メートル以上とすること。	の場所としてふさわしい形状を有すること。 (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 (3) 必要な設備及び備品を備えること。 ハ 洗面所 (1) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 ニ 便所 (1) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 (3) 常夜灯を設けること。 二 機能訓練室 一平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
（構造設備の基準） 第 22 条 ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物とする。ただし、規則で定める要件を満たす 2 階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。	（構造設備の基準） 第 22 条 ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物とする。ただし、規則で定める要件を満たす 2 階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。	(2) 浴室 ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。 ウ 出入口の幅は、内法による測定で、1 メートル以上とすること。 エ 専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものとすること。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。 （構造設備の基準） 第 33 条 条例第 22 条第 1 項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。	(2) 浴室 ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。 ウ 出入口の幅は、内法による測定で、1 メートル以上とすること。 エ 専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものとすること。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。 （構造設備の基準） 第 33 条 条例第 22 条第 1 項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。	健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は四十平方メートル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。 三 浴室 イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。 3 前項第二号及び第三号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。 4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。 一 ユニット型介護老人保健施設の建物(入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		(1) 療養室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。 (2) 療養室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 消防長又は当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を所管する消防署長と相談の上、条例第 24 条において準用する条例第 14 条第 1 項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ 条例第 24 条において準用する条例第 14 条第 1 項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。	(1) 療養室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。 (2) 療養室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 消防長又は当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を所管する消防署長と相談の上、条例第 24 条において準用する条例第 14 条第 1 項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ 条例第 24 条において準用する条例第 14 条第 1 項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。	ニット型介護老人保健施設の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。 イ 療養室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。 ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五十条において準用する第二十八条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 (2) 第五十条において準用する第二十八条第一項に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 (3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。 三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平	2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平	2 条例第 22 条第 2 項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。	2 条例第 22 条第 2 項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。	上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。 四 階段には、手すりを設けること。 五 廊下の構造は、次のとおりとすること。 イ 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。 ロ 手すりを設けること。 ハ 常夜灯を設けること。 六 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。 七 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。			要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	
3 ユニット型介護老人保健施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けなければならない。	3 ユニット型介護老人保健施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けなければならない。	3 前2項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。	3 前2項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。		
4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健	4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健	(2) 療養室等が3階以上の階	(2) 療養室等が3階以上の階		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
施設の構造設備に関し必要な基準は、規則で定める。	施設の構造設備に関し必要な基準は、規則で定める。	にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。 (3) バルコニーの構造は、次のとおりとすること。 ア 療養室等が2階以上の階にある場合は、各階に非常災害に際して避難、救出その他必要な行為に有効となるように設けること。 イ 幅は、内法による測定で、90センチメートル以上とすること。 (4) 階段には、手すりを設けること。 (5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。 ア 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと市長が認める場合は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）として差し支えない。 イ 手すりを設けること。 ウ 常夜灯を設けること。 (6) 前2号に定めるほか、入居	にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。 (3) バルコニーの構造は、次のとおりとすること。 ア 療養室等が2階以上の階にある場合は、各階に非常災害に際して避難、救出その他必要な行為に有効となるように設けること。 イ 幅は、内法による測定で、90センチメートル以上とすること。 (4) 階段には、手すりを設けること。 (5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。 ア 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと市長が認める場合は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）として差し支えない。 イ 手すりを設けること。 ウ 常夜灯を設けること。 (6) 前2号に定めるほか、入居		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
第 3 節 運営に関する基準	第 3 節 運営に関する基準	者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けること。 第 2 節 運営に関する基準 （利用料等の受領） 第 34 条 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 ユニット型介護老人保健施設は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 （1） 食事の提供に要する費用（法第 51 条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第 2 項第 1	者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けること。 第 2 節 運営に関する基準 （利用料等の受領） 第 34 条 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 ユニット型介護老人保健施設は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 （1） 食事の提供に要する費用（法第 51 条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第 2 項第 1	第三節 運営に関する基準 （利用料等の受領） 第四十二条 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 ユニット型介護老人保健施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。) (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。) (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (5) 理美容代 (6) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常	号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。) (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。) (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (5) 理美容代 (6) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常	第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。) 二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。) 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 理美容代 六 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 ユニット型介護老人保健施設は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 ユニット型介護老人保健施設は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 ユニット型介護老人保健施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	
（介護保健施設サービスの取扱方針） 第23条 介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 2 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活	（介護保健施設サービスの取扱方針） 第23条 介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 2 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活			（介護保健施設サービスの取扱方針） 第四十三条 介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 2 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 3 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。 4 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。 5 ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 6 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 7 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 (1) 入居者又は他の入居者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 (2) 身体的拘束等を行う以外	を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 3 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。 4 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。 5 ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 6 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 7 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 (1) 入居者又は他の入居者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 (2) 身体的拘束等を行う以外			を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 3 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。 4 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。 5 ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 6 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
に当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。 8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について入居者又はその家族に対して説明した上で、文書により入居者の同意を得ること。 (3) 当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに第6項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 9 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第7項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束	に当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。 8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について入居者又はその家族に対して説明した上で、文書により入居者の同意を得ること。 (3) 当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに第6項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 9 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第7項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束			7 ユニット型介護老人保健施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
等を廃止するものとする。	等を廃止するものとする。				
10 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	10 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。			8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
(1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	(1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。			一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。			二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。			三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	
11 ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	11 ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。			9 ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	
		(看護及び医学的管理の下における介護)	(看護及び医学的管理の下における介護)	(看護及び医学的管理の下における介護)	
		第35条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。	第35条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。	第四十四条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。	
		2 ユニット型介護老人保健施	2 ユニット型介護老人保健施	2 ユニット型介護老人保健施	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭^{しき}を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 5 ユニット型介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 6 ユニット型介護老人保健施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 7 ユニット型介護老人保健施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上	設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭^{しき}を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 5 ユニット型介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 6 ユニット型介護老人保健施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 7 ユニット型介護老人保健施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上	設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しき^{しき}を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 5 ユニット型介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 6 ユニット型介護老人保健施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 7 ユニット型介護老人保健施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		の行為を適切に支援しなければならない。 8 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。 （食事） 第36条 ユニット型介護老人保健施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。 （その他のサービスの提供） 第37条 ユニット型介護老人保	の行為を適切に支援しなければならない。 8 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。 （食事） 第36条 ユニット型介護老人保健施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。 （その他のサービスの提供） 第37条 ユニット型介護老人保	の行為を適切に支援しなければならない。 8 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。 （食事） 第四十五条 ユニット型介護老人保健施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。 （その他のサービスの提供） 第四十六条 ユニット型介護老	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		健施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 2 ユニット型介護老人保健施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 （運営規程） 第38条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入居定員 (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員 (5) 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (6) 施設の利用に当たっての留意事項 (7) 非常災害対策 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他施設の運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等）	健施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 2 ユニット型介護老人保健施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 （運営規程） 第38条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入居定員 (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員 (5) 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (6) 施設の利用に当たっての留意事項 (7) 非常災害対策 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他施設の運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等）	人保健施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 2 ユニット型介護老人保健施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 （運営規程） 第四十七条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入居定員 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員 五 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 六 施設の利用に当たっての留意事項 七 非常災害対策 八 虐待の防止のための措置に関する事項 九 その他施設の運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等）	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		第 39 条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。 (1) 昼間については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 (2) 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 3 ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者の具体的な研修	第 39 条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。 (1) 昼間については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 (2) 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 3 ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者の具体的な研修	第四十八条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 3 ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資	第四十八条 （略） 2 ～ 4 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		計画を策定するとともに、従業者に対し、研修機関又は当該ユニット型介護老人保健施設が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 （新設） <u>5</u> ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 <u>6</u> ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必	計画を策定するとともに、従業者に対し、研修機関又は当該ユニット型介護老人保健施設が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 <u>5</u> <u>ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u> <u>6</u> ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 <u>7</u> ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必	質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 （新設） <u>5</u> ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止す	<u>5</u> <u>ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u> <u>6</u> （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
（準用） 第24条 第7条から第9条まで及び第11条から第18条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。	（準用） 第24条 第7条から第9条まで及び第11条から第18条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。	要な措置を講じなければならない。 （定員の遵守） 第40条 ユニット型介護老人保健施設は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （準用） 第41条 第6条から第10条まで、第12条から第15条の3まで、第18条、第20条、第21条、第23条の2及び第25条から第31条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第7条」とあるのは「第24条において準用する条例第7条」と、第21条中「第13条」とあるのは「第41条において準用する第13条」と、同条第4号中「第16条第2項」とあるのは「第24条において準用する条例第16条第2項」と、同条第5号中「第17条第3項」とあるのは「第24条において準用する条例第17条第3項」と、第31条第2項第2号中「第9条第4項」とあるのは「第24条において準用する条例第9条第4項」と、同項第3号中「第10条第2項」とあるのは「第41条において準用する第10条第	要な措置を講じなければならない。 （定員の遵守） 第40条 ユニット型介護老人保健施設は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （準用） 第41条 第6条から第10条まで、第12条から第15条の3まで、第18条、第20条、第21条、第23条の2及び第25条から第31条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第7条」とあるのは「第24条において準用する条例第7条」と、第21条中「第13条」とあるのは「第41条において準用する第13条」と、同条第4号中「第16条第2項」とあるのは「第24条において準用する条例第16条第2項」と、同条第5号中「第17条第3項」とあるのは「第24条において準用する条例第17条第3項」と、第31条第2項第2号中「第9条第4項」とあるのは「第24条において準用する条例第9条第4項」と、同項第3号中「第10条第2項」とあるのは「第41条において準用する第10条第	要な措置を講じなければならない。 （定員の遵守） 第四十九条 ユニット型介護老人保健施設は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （準用） 第五十条 第五条から第九条まで、第十二条、第十四条から第十七条の三まで、第二十条、第二十二條から第二十四条の二まで、第二十六条の二及び第二十八条から第三十八条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第五条第一項中「第二十五条に規定する運営規程」とあるのは「第四十七条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十四条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十八条第二項第二号中「第八条第四項」とあるのは「第五十条において準用する第八条第四項」と、第三十八条第二項第三号中「第九条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第十四	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		2 項」と、同項第 4 号中「第 10 条第 6 項第 3 号」とあるのは「第 23 条第 8 項第 3 号」と、同項第 5 号中「第 20 条」とあるのは「第 41 条において準用する第 20 条」と、同項第 6 号中「第 16 条第 2 項」とあるのは「第 24 条において準用する条例第 16 条第 2 項」と、同項第 7 号中「第 17 条第 3 項」とあるのは「第 24 条において準用する条例第 17 条第 3 項」と読み替えるものとする。	2 項」と、同項第 4 号中「第 10 条第 6 項第 3 号」とあるのは「第 23 条第 8 項第 3 号」と、同項第 5 号中「第 20 条」とあるのは「第 41 条において準用する第 20 条」と、同項第 6 号中「第 16 条第 2 項」とあるのは「第 24 条において準用する条例第 16 条第 2 項」と、同項第 7 号中「第 17 条第 3 項」とあるのは「第 24 条において準用する条例第 17 条第 3 項」と読み替えるものとする。	条」と、第三十八条第二項第五号中「第二十二条」とあるのは「第五十条において準用する第二十二条」と、第二十四条の二第四号及び第三十八条第二項第六号中「第三十四条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十四条第二項」と、第二十四条の二第五号及び第三十八条第二項第七号中「第三十六条第三項」とあるのは「第五十条において準用する第三十六条第三項」と、第三十八条第二項第四号中「第十三条第五項」とあるのは「第四十三条第七項」と読み替えるものとする。	
第 6 章 雑則	第 6 章 雑則	第 6 章 雑則	第 6 章 雑則	第六章 雑則	
（委任） 第 25 条 この条例に定めるもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準は、規則で定める。	（委任） 第 25 条 この条例に定めるもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準は、規則で定める。				
		（電磁的記録等） 第 42 条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で	（電磁的記録等） 第 42 条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で	（電磁的記録等） 第五十一条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うこ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条第1項（ <u>第41条</u> において準用する場合を含む。）及び第10条第1項（ <u>第41条</u> において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条第1項（ <u>前条</u> において準用する場合を含む。）及び第10条第1項（ <u>前条</u> において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	とが規定されている又は想定されるもの（第六条第一項（第五十条において準用する場合を含む。）及び第九条第一項（第五十条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	
		2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	
附 則 （施行期日）	附 則 （施行期日）	附 則 （施行期日）	附 則 （施行期日）	附 則 （施行期日）	
1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。	1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。	1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。	1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。	第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。	
		（経過措置）	（経過措置）		
		2 この規則の施行の際現に存	2 この規則の施行の際現に存		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		する介護老人保健施設（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第４条第１項第３号ウ、同項第６号エ、第５条第３項第３号、第３２条第１項第１号ウ（エ）、同項第２号ウ及び第３３条第３項第３号の規定は、適用しない。	する介護老人保健施設（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第４条第１項第３号ウ、同項第６号エ、第５条第３項第３号、第３２条第１項第１号ウ（エ）、同項第２号ウ及び第３３条第３項第３号の規定は、適用しない。	（経過措置） 第二条 平成十七年三月三十一日までの間は、第二条第一項第三号中「三」とあるのは、「三・六」とする。 第三条 平成十五年三月三十一日までの間は、第二条第一項第七号及び第五項並びに第十三条第一項中「介護支援専門員」とあるのは「介護支援専門員又は看護若しくは介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある看護職員若しくは支援相談員」と、第十三条第二項中「担当する介護支援専門員」とあるのは「担当する介護支援専門員又は看護若しくは介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある看護職員若しくは支援相談員」とする。 第四条 介護老人保健施設であって、その開設者が介護保険法施行法（平成九年法律第百	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		3 介護老人保健施設のうち、その開設者が介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第8条第1項の規定により当該介護老人保健施設について法第94条第1項の規定による開設の許可を受けた者とみなされるもの（以下「みなし介護老人保健施設」という。）であって、平成4年9月30日以前に老人保健施設として開設	3 介護老人保健施設のうち、その開設者が介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第8条第1項の規定により当該介護老人保健施設について法第94条第1項の規定による開設の許可を受けた者とみなされるもの（以下「みなし介護老人保健施設」という。）であって、平成4年9月30日以前に老人保健施設として開設	二十四号。以下この条において「施行法」という。）第8条第1項の規定により当該介護老人保健施設について法第94条第1項の規定による開設の許可を受けた者とみなされるもの（以下「みなし介護老人保健施設」という。）のうち、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準の一部を改正する省令（平成六年厚生省令第一号）附則第二項の規定の適用を受けこの省令の施行の際老人保健施設（施行法第二十四条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第六条第四項に規定する老人保健施設をいう。以下同じ。）として開設していたものの施設（当該適用に係る部分に限る。）について、第三条第二項第一号ロの規定を適用する場合においては、同号ロ中「八平方メートル」とあるのは、「六平方メートル」とする。 第五条 みなし介護老人保健施設であって、平成四年九月三十日以前に老人保健施設として開設されたものについて、第三条第二項第四号の規定を適用する場合においては、同号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		されたものについて、第4条第1項第2号の規定を適用する場合には、同号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。	されたものについて、第4条第1項第2号の規定を適用する場合には、同号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。	第六条　みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準（昭和六十三年厚生省令第一号。以下「老人保健施設基準」という。）附則第三条の規定の適用を受けこの省令の施行の際老人保健施設として開設していたものの構造設備（当該適用に係る部分に限る。）については、第四条第二号（エレベーターに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。	
		4　みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準（昭和63年厚生省令第1号）附則第2条第1項の規定の適用を受け平成12年4月1日前から引き続き老人保健施設として開設しているものの構造設備（当該適用に係る部分に限る。）については、第5条第3項第5号アの規定は、適用しない。	4　みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準（昭和63年厚生省令第1号）附則第2条第1項の規定の適用を受け平成12年4月1日前から引き続き老人保健施設として開設しているものの構造設備（当該適用に係る部分に限る。）については、第5条第3項第5号アの規定は、適用しない。	第七条　みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設基準附則第二条第一項の規定の適用を受けこの省令の施行の際老人保健施設として開設していたものの構造設備（当該適用に係る部分に限る。）については、第四条第五号イの規定は、適用しない。	
				第八条　平成十四年四月一日において現に医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項の開設の許可を受けて	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
				いる病院の建物（平成十四年四月一日において現に存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、平成十四年四月二日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の同条第二項第四号に規定する療養病床若しくは同項第五号に規定する一般病床又は医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）附則第二条第三項第四号に規定する経過的旧その他の病床若しくは同項第五号に規定する経過的旧療養型病床群に係る病床を転換して平成十八年三月三十一日までに開設され、又は増設される介護老人保健施設（以下「病床転換による介護老人保健施設」という。）の療養室（当該転換に係る部分に限る。）について、第三条第二項第一号ロの規定を適用する場合においては、同号ロ中「とすること」とあるのは、「とすること。ただし、療養室が談話室に近接して設けられている場合における当該療養室の入所者一人当たりの床面積は、八平方メートルから当該談話室の面積を当該談話室に近接して設けられているすべての療養室の定員数で除した面積を減じた面積以上とする」とする。	
				第九条 病床転換による介護老	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
				人保健施設（次条に規定するものを除く。）の療養室（当該転換に係る部分に限る。）について、当該転換に係る法第九十四条第一項又は同条第二項の許可（次条及び附則第十一条において「開設許可等」という。）を受けた日から起算して五年を経過する日までの間に第三条第二項第一号ロの規定を適用する場合においては、前条の規定にかかわらず、第三条第二項第一号ロ中「八平方メートル」とあるのは、「六・四平方メートル」とする。 第十条 病床転換による介護老人保健施設（医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）附則第六条の規定の適用を受けている病床を転換して開設され、又は増設されるものに限る。）の療養室（当該転換に係る部分に限る。）について開設許可等を受けた日から起算して五年を経過する日までの間に第三条第二項第一号ロの規定を適用する場合においては、附則第八条の規定にかかわらず、第三条第二項第一号ロ中「八平方メートル」とあるのは、「六平方メートル」とする。 第十一条 病床転換による介護老人保健施設の機能訓練室	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		5 平成14年4月1日において現に医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の開設の許可を受けていた病院（同日において現に存したもの（基本的な構造設備が完成していたものを含み、同月2日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の療養病床若しくは一般病床又は医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第2条第3項第4号に規定する経過の旧その他の病床若しくは同項第5号に規定する経過の旧療養型病床群に係る病床を転換して平成18年3月31日までに開設され、又は増設された介護老人保健施設であって第5条第3項第5号アの規定に適合しないもの（当該転換に当たって当該規定に適合させることが困難であったものに限る。）の構造設備（当該転換に係る部分に限る。）については、同号ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、	5 平成14年4月1日において現に医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の開設の許可を受けていた病院（同日において現に存したもの（基本的な構造設備が完成していたものを含み、同月2日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の療養病床若しくは一般病床又は医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第2条第3項第4号に規定する経過の旧その他の病床若しくは同項第5号に規定する経過の旧療養型病床群に係る病床を転換して平成18年3月31日までに開設され、又は増設された介護老人保健施設であって第5条第3項第5号アの規定に適合しないもの（当該転換に当たって当該規定に適合させることが困難であったものに限る。）の構造設備（当該転換に係る部分に限る。）については、同号ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、	（当該転換に係る部分に限る。）について、開設許可等を受けた日から起算して五年を経過する日までの間に第三条第二項第二号の規定を適用する場合においては、同号中「一平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積」とあるのは、「四十平方メートル」とする。 第十二条 病床転換による介護老人保健施設であって第四条第五号イの規定に適合しないもの（当該転換に当たって当該規定に適合させることが困難であったものに限る。）の構造設備（当該転換に係る部分に限る。）については、同号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		「2.7 メートル」とあるのは「1.6 メートル」とする。	「2.7 メートル」とあるのは「1.6 メートル」とする。	第十三条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条、次条、附則第十五条及び附則第十七条から附則第十九条までにおいて同じ。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この条、次条、附則第十五	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
				条及び附則第十七条から附則第十九条までにおいて同じ。） を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室については、第三条第二項第一号ロの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、入所者一人当たりの床面積は、六・四平方メートル以上であること。 第十四条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合においては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該介護老人保健施設の入所者及び当該病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、第三条第一項の規定にかかわらず、当該介護老人保健施設に診察室を設けないことができる。 第十五条 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日ま	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		6 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項から第11項までにおいて同じ。）して介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第4条第1項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。 7 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病	6 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項から第11項までにおいて同じ。）して介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第4条第1項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。 7 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病	での間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室については、第三条第二項第二号中「一平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積」とあるのは、「四十平方メートル」とする。 2 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第三条第二項第四号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。 第十六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換して介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第 4 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。 (1) 必要な広さを有するものとし、機能訓練室と合計した面積は、3 平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、その場合にあっては、食事の提供に支障がない広さを確保することとする。 (2) 1 平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とすること。	床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換して介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第 4 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。 (1) 必要な広さを有するものとし、機能訓練室と合計した面積は、3 平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、その場合にあっては、食事の提供に支障がない広さを確保することとする。 (2) 1 平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とすること。	は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室及び食堂については、第三条第二項第二号及び第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。 一 機能訓練室及び食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、その場合にあっては、機能訓練又は食事の提供に支障がない広さを確保し、当該機能訓練を行うために必要な器械・器具を備えること。 二 機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有し、食堂は、一平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上を有すること。また、当該機能訓練を行うために必要な器械・器具を備えること。 2 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設に限る。）を開設する場合における当該転	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
（経過措置） 2 一般病床（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 5 号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第 4 条第 2 項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）若しくは療養病床（医療法第 7 条第 2 項第	（経過措置） 2 一般病床（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 5 号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第 4 条第 2 項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）若しくは療養病床（医療法第 7 条第 2 項第	8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年 3 月31日までの間に転換して介護老人保健施設を開設する場合においては、第 4 条第 1 項第 3 号ウ、同項第 6 号エ、第 5 条第 3 項第 3 号、第32条第 1 項第 1 号ウ（エ）、同項第 2 号ウ及び第33条第 3 項第 3 号の規定は、適用しない。 9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年 3 月31日までの間に転換して介護老人保健施設を開設する場合においては、第 5 条第 1 項の規定は、適用しない。	8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年 3 月31日までの間に転換して介護老人保健施設を開設する場合においては、第 4 条第 1 項第 3 号ウ、同項第 6 号エ、第 5 条第 3 項第 3 号、第32条第 1 項第 1 号ウ（エ）、同項第 2 号ウ及び第33条第 3 項第 3 号の規定は、適用しない。 9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年 3 月31日までの間に転換して介護老人保健施設を開設する場合においては、第 5 条第 1 項の規定は、適用しない。	換に係る機能訓練室については、第四十一条第二項第二号中「一平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積」とあるのは、「四十平方メートル」とする。 第十七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第四条第一項第一号の規定は、適	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って介護老人保健施設を開設する場合においては、第6条第1項の規定は、適用しない。	4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って介護老人保健施設を開設する場合においては、第6条第1項の規定は、適用しない。	10 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換して介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階	10 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換して介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階	用しない。	第十八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		段及びエレベーターについては、第5条第3項第1号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。	段及びエレベーターについては、第5条第3項第1号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。	に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第四条第一項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。	
		11 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換して介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第5条第3項第5号ア及び第33条第3項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。	11 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換して介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第5条第3項第5号ア及び第33条第3項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。	第十九条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第四条第一項第五号イ及び第四十一条第四項第五号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
				幅は、一・六メートル以上とする。 附 則 （平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号） 抄 （施行期日） 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。 附 則 （平成一三年三月二六日厚生労働省令第三六号） 抄 （施行期日） 1 この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。 附 則 （平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号） 1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。 附 則 （平成一四年八月	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
				七日厚生労働省令第一〇五号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則 （平成一五年二月二四日厚生労働省令第一三号） この省令は、平成十五年四月一日から施行する。 附 則 （平成一五年三月一四日厚生労働省令第三一号） （施行期日） 第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。 （経過措置） 第二条 平成十五年三月三十一日においてこの省令による改正前の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第三条の規定の適用を受けて介護支援専門員を置かない介護老人保健施設のうち入所定員が十九人以下のもの（以下「小規模施設」という。）については、平成十八年三月三十一日までの間は、この省令による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「新基準」という。）第二十六条第二項の規定にかかわらず、新基準第十四条及び第二十四条の二第一号から第三号までに規定する	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
				業務を指定居宅介護支援事業者（当該小規模施設の開設者を除く。次項において同じ。）に委託することができる。 2 前項の規定の適用を受けて新基準第十四条及び第二十四条の二第一号から第三号までに規定する業務を指定居宅介護支援事業者に委託する小規模施設については、新基準第二条第一項第七号に規定する介護支援専門員を置かないことができる。 3 前項の規定の適用を受けて新基準第二条第一項第七号に規定する介護支援専門員を置かない小規模施設にあっては、当該小規模施設の従業者が新基準第二十四条の二第四号及び第五号に規定する業務を行うものとする。 附 則 （平成一六年七月九日厚生労働省令第一一二号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。 第九条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則 （平成一七年九月	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
				七日厚生労働省令第一三九号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。 （介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置） 第五条 この省令の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。）であつて、この省令による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「介護老人保健施設新基準」という。）第五章（第四十一条第二項第一号イ（３）及び同号ロ（２）を除く。次項において同じ。）に規定する基準を満たすものについて、介護老人保健施設新基準第四十一条第二項第一号イ（３）の規定を適用する場合においては、同号イ（３）中「入居者同士の」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準とすること。ただし、（１）ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。こ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		12 平成 17 年 10 月 1 日前から引き続き法第 94 条第 1 項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 17 年厚生労働省令第 139 号）による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 条）第 5 章（第 41 条第 2 項第 1 号イ（3）及び同号ロ（2）を除く。）に規定する基準を満たすものについて、第 32 条第 1 項第 1 号ア（イ）の規定を適用する場合においては、同号ア（イ）中「2 平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。	12 平成 17 年 10 月 1 日前から引き続き法第 94 条第 1 項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 17 年厚生労働省令第 139 号）による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 条）第 5 章（第 41 条第 2 項第 1 号イ（3）及び同号ロ（2）を除く。）に規定する基準を満たすものについて、第 32 条第 1 項第 1 号ア（イ）の規定を適用する場合においては、同号ア（イ）中「2 平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。	れらの場合には、入居者同士の」とする。 2 この省令の施行の際現に法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設であって、介護老人保健施設新基準第五章に規定する基準を満たすものについて、介護老人保健施設新基準第四十一条第二項第一号ロ（2）の規定を適用する場合においては、同号ロ（2）中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。	
3 平成 17 年 10 月 1 日前から引き続き法第 94 条第 1 項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、介護老人保健施設であってユニット型介護老人保健施設でな	3 平成 17 年 10 月 1 日前から引き続き法第 94 条第 1 項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、介護老人保健施設であってユニット型介護老人保健施設でな			第六条 この省令の施行の際現に法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。）は、介護老人保健施設	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
いものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設が、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 17 年厚生労働省令第 139 号）による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 2 章及び第 5 章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を福岡県知事に申し出た場合には、この限りでない。	いものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設が、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 17 年厚生労働省令第 139 号）による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 2 章及び第 5 章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を福岡県知事に申し出た場合には、この限りでない。			であってユニット型介護老人保健施設でないものとみなす。 2 この省令の施行の際現に法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設であって、介護老人保健施設新基準第二章及び第五章に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、前項の規定は適用しない。 附 則 （平成一八年三月一四日厚生労働省令第三号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は平成十八年四月一日から施行する。 （介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置） 第九条 平成十八年四月一日において現に存する療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）若しくは一般病床（同法第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）であって、かつ、同年四月一日以降療養病床若しくは一般病床から転換したサテライト小規模介護老	
		13 平成 18 年 4 月 1 日前から引き続き存する療養病床若しくは一般病床を同日以後転換して開設したサテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の廊下幅については、当分の間、第 5 条第 3 項第 5 号ア中「1.8 メートル」とあるのは「1.2 メートル」と、「2.7 メートル」とあるのは「1.6 メートル」とする。	13 平成 18 年 4 月 1 日前から引き続き存する療養病床若しくは一般病床を同日以後転換して開設したサテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の廊下幅については、当分の間、第 5 条第 3 項第 5 号ア中「1.8 メートル」とあるのは「1.2 メートル」と、「2.7 メートル」とあるのは「1.6 メートル」とする。		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
				人保健施設（第六条の規定による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設新基準」という。）第二条第六項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。）又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設（同条第七項に規定する医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。）の廊下幅については、当分の間、介護老人保健施設新基準第四条第一項第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。 附 則 （平成一八年三月三一日厚生労働省令第七九号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。 附 則 （平成一八年六月三〇日厚生労働省令第一三八号） この省令は、平成十八年七月一日から施行する。 附 則 （平成一九年五月三一日厚生労働省令第八五号） この省令は、公布の日から施	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
				行する。 附 則 （平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。 附 則 （平成二〇年四月一〇日厚生労働省令第九〇号） この省令は、平成二十年五月一日から施行する。 附 則 （平成二〇年九月一日厚生労働省令第一三七号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則 （平成二一年三月一三日厚生労働省令第三五号） この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。 附 則 （平成二二年九月三〇日厚生労働省令第一〇八号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則 （平成二三年八月一八日厚生労働省令第一〇六号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
4 第3条及び第2章から第5章までの規定にかかわらず、平成17年10月1日以前に法第94条第1項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日において建築中のものであって、同月2日以後に同項の規定による開設の許可を受けたものを含む。以下この項において「平成17年前介護老人保健施設」という。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）による改正前の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「介護老人保健施設旧基準」という。）第51条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設であるもの（平成23年9月1日において現に改修、改築又は増築中の平成17年前介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）であって、同日以後に同条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設に該当することとなったものを含む。以下「一部ユニット型介護老人保健施設」	4 第3条及び第2章から第5章までの規定にかかわらず、平成17年10月1日以前に法第94条第1項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日において建築中のものであって、同月2日以後に同項の規定による開設の許可を受けたものを含む。以下この項において「平成17年前介護老人保健施設」という。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）による改正前の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「介護老人保健施設旧基準」という。）第51条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設であるもの（平成23年9月1日において現に改修、改築又は増築中の平成17年前介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）であって、同日以後に同条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設に該当することとなったものを含む。以下「一部ユニット型介護老人保健施設」	14 第2章から第5章までの規定にかかわらず、一部ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備並びに運営に関する基準については、この規則の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第23項までに定めるところによることができる。	14 第2章から第5章までの規定にかかわらず、一部ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備並びに運営に関する基準については、この規則の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第23項までに定めるところによることができる。	三年九月一日から施行する。 （介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置） 第四条 平成十七年十月一日以前に介護保険法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日において建築中のものであって、同月二日以降に同項の規定による開設の許可を受けたものを含む。以下「平成十七年前介護老人保健施設」という。）であって、この省令による改正前の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「介護老人保健施設旧基準」という。）第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設であるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十七年前介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設を除く。）であって、この省令の施行後に介護老人保健施設旧基準第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設に該当することとなるものを含む。）については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
という。）の基本方針並びに人員、施設及び設備並びに運営に関する基準については、この条例の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、介護老人保健施設旧基準第2条及び次項から附則第9項までに定めるところによることができる。	という。）の基本方針並びに人員、施設及び設備並びに運営に関する基準については、この条例の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、介護老人保健施設旧基準第2条及び次項から附則第9項までに定めるところによることができる。	15 一部ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備に関する基準は、ユニット部分にあつては第32条及び第33条に、それ以外の部分にあつては第4条及び第5条に定めるところによる。	15 一部ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備に関する基準は、ユニット部分にあつては第32条及び第33条に、それ以外の部分にあつては第4条及び第5条に定めるところによる。	ることができる。	
5 一部ユニット型介護老人保健施設の基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第20条に、それ以外の部分にあつては第3条に定めるところによる。	5 一部ユニット型介護老人保健施設の基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第20条に、それ以外の部分にあつては第3条に定めるところによる。	16 一部ユニット型介護老人保健施設の運営に関する基準のうち、利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第34条に、それ以外の部分にあつては第11条に定めるところによる。	16 一部ユニット型介護老人保健施設の運営に関する基準のうち、利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第34条に、それ以外の部分にあつては第11条に定めるところによる。		
6 一部ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備に関する基準は、ユニット部分にあつては第21条及び第22条に、それ以外の部分にあつては第5条及び第6条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の施設及び設備とすることができる。	6 一部ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備に関する基準は、ユニット部分にあつては第21条及び第22条に、それ以外の部分にあつては第5条及び第6条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の施設及び設備とすることができる。	17 一部ユニット型介護老人保健施設の運営に関する基準のうち、看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあつては第35条に、それ以外の部分にあつては第16条に定めるところによる。	17 一部ユニット型介護老人保健施設の運営に関する基準のうち、看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあつては第35条に、それ以外の部分にあつては第16条に定めるところによる。		
		18 一部ユニット型介護老人保健施設の運営に関する基準の	18 一部ユニット型介護老人保健施設の運営に関する基準の		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
7 一部ユニット型介護老人保健施設の運営に関する基準のうち、介護保健施設サービスの取扱方針は、ユニット部分にあっては第 23 条に、それ以外の部分にあっては第 10 条に定めるところによる。	7 一部ユニット型介護老人保健施設の運営に関する基準のうち、介護保健施設サービスの取扱方針は、ユニット部分にあっては第 23 条に、それ以外の部分にあっては第 10 条に定めるところによる。	うち、食事は、ユニット部分にあっては第 36 条に、それ以外の部分にあっては第 17 条に定めるところによる。 19 一部ユニット型介護老人保健施設の運営に関する基準のうち、その他のサービスの提供は、ユニット部分にあっては第 37 条に、それ以外の部分にあっては第 19 条に定めるところによる。 20 一部ユニット型介護老人保健施設の運営に関する基準のうち、運営規程は、次に掲げる事項を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員 (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員 (5) ユニット部分の入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額並びにそれ以外の部分の入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (6) 施設の利用に当たっての留意事項 (7) 非常災害対策 (8) その他の施設の運営に関する重要事項	うち、食事は、ユニット部分にあっては第 36 条に、それ以外の部分にあっては第 17 条に定めるところによる。 19 一部ユニット型介護老人保健施設の運営に関する基準のうち、その他のサービスの提供は、ユニット部分にあっては第 37 条に、それ以外の部分にあっては第 19 条に定めるところによる。 20 一部ユニット型介護老人保健施設の運営に関する基準のうち、運営規程は、次に掲げる事項を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員 (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員 (5) ユニット部分の入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額並びにそれ以外の部分の入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (6) 施設の利用に当たっての留意事項 (7) 非常災害対策 (8) その他の施設の運営に関する重要事項		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
8 第7条から第9条まで及び第11条から第18条までの規定は、一部ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第13条第2項中「この章及び」とあるのは、「附則第7項並びに附則第8項において準用する第7条から第9条まで及び第11条から第18条まで並びに」と読み替えるものとする。 9 附則第5項から前項までに定めるもののほか、一部ユニット型介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関し必要な経過措置は、規則で定める。	8 第7条から第9条まで及び第11条から第18条までの規定は、一部ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第13条第2項中「この章及び」とあるのは、「附則第7項並びに附則第8項において準用する第7条から第9条まで及び第11条から第18条まで並びに」と読み替えるものとする。 9 附則第5項から前項までに定めるもののほか、一部ユニット型介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関し必要な経過措置は、規則で定める。	21 一部ユニット型介護老人保健施設の運営に関する基準のうち、勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第39条に、それ以外の部分にあつては第23条に定めるところによる。 22 一部ユニット型介護老人保健施設の運営に関する基準のうち、定員の遵守は、ユニット部分にあつては第40条に、それ以外の部分にあつては第24条に定めるところによる。 23 第6条から第10条まで、第12条から第15条まで、第18条、第20条、第21条及び第25条から第31条までの規定は、一部ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第7条」とあるのは「附則第8項において準用する条例第7条」と、第21条中「第13条」とあるのは「附則第23項において準用する第13条」と、同条第4号中「第16条第2項」とあるのは「附則第8項において準用する条例第16条第2項」と、同条第5号中「第17条第3項」とあるのは「附則第8項において準用する条例第17条第3項」と、第31条第2項第2号中「第9条第4項」とあるのは「附則第8項において準用する条例第9条第4項」と、同項第3号中「第10条第2項」とあるのは「附則第23項において準用する第10	21 一部ユニット型介護老人保健施設の運営に関する基準のうち、勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第39条に、それ以外の部分にあつては第23条に定めるところによる。 22 一部ユニット型介護老人保健施設の運営に関する基準のうち、定員の遵守は、ユニット部分にあつては第40条に、それ以外の部分にあつては第24条に定めるところによる。 23 第6条から第10条まで、第12条から第15条まで、第18条、第20条、第21条及び第25条から第31条までの規定は、一部ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第7条」とあるのは「附則第8項において準用する条例第7条」と、第21条中「第13条」とあるのは「附則第23項において準用する第13条」と、同条第4号中「第16条第2項」とあるのは「附則第8項において準用する条例第16条第2項」と、同条第5号中「第17条第3項」とあるのは「附則第8項において準用する条例第17条第3項」と、第31条第2項第2号中「第9条第4項」とあるのは「附則第8項において準用する条例第9条第4項」と、同項第3号中「第10条第2項」とあるのは「附則第23項において準用する第10		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		条第２項」と、同項第４号中「第10条第６項第３号」とあるのは「第10条第６項第３号及び第23条第８項第３号」と、同項第５号中「第20条」とあるのは「附則第23項において準用する第20条」と、同項第６号中「第16条第２項」とあるのは「附則第８項において準用する条例第16条第２項」と、同項第７号中「第17条第３項」とあるのは「附則第８項において準用する条例第17条第３項」と読み替えるものとする。	条第２項」と、同項第４号中「第10条第６項第３号」とあるのは「第10条第６項第３号及び第23条第８項第３号」と、同項第５号中「第20条」とあるのは「附則第23項において準用する第20条」と、同項第６号中「第16条第２項」とあるのは「附則第８項において準用する条例第16条第２項」と、同項第７号中「第17条第３項」とあるのは「附則第８項において準用する条例第17条第３項」と読み替えるものとする。	（検討） 第十七条 厚生労働大臣は、この省令の施行後、ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。）、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第六十条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。）、特別養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホームを除く。）及び地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第十二条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホー	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
				ムを除く。）の整備の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 附 則 （平成二三年一〇月七日厚生労働省令第一二七号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 附 則 （平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一〇号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 附 則 （平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 附 則 （平成二四年三月一三日厚生労働省令第三〇号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 附 則 （平成二四年三月三〇日厚生労働省令第五三号） 抄 （施行期日）	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
				第一条 この省令は、公布の日から施行する。	
附 則	附 則	附 則	附 則	附 則 （平成二七年一月十六日厚生労働省令第四号） 抄 （施行期日）	
この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。	この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。	この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。	この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。	第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。	
附 則	附 則	附 則	附 則	附 則 （平成二十八年二月五日厚生労働省令第十四号） 抄 （施行期日）	
（施行期日）	（施行期日）			第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。	
1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。	1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。	この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。	この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。	附 則 （平成三十年一月十八日厚生労働省令第四号） 抄 （施行期日）	
				第一条 この省令は平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中居宅サービス等基準第百九十九条第一号の改正規定、第二条中指定居宅介護支援等基準第十三条第十八号の次に一号を加える改正規定及び第四条中介護予防サービス等基準第二百七十八条第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
附 則	附 則	附 則	附 則	附 則	
（施行期日） 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。	（施行期日） 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。	（施行期日） 1 この規則は、令和３年４月１日から施行する。	（施行期日） 1 この規則は、令和３年４月１日から施行する。	（施行期日） 第一条 この省令は令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条中指定居宅介護支援等基準第十三条第十八号の二の次に一号を加える改正規定は、令和三年十月一日から施行する。	
（虐待の防止に係る経過措置） 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月３１日までの間、この条例による改正後の福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（以下、「改正後の条例」という。）第３条第４項、第１７条の２（改正後の条例第２４条において準用する場合を含む。）及び第２０条第３項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。	（虐待の防止に係る経過措置） 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月３１日までの間、この条例による改正後の福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（以下、「改正後の条例」という。）第３条第４項、第１７条の２（改正後の条例第２４条において準用する場合を含む。）及び第２０条第３項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。	（虐待の防止に係る経過措置） 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月３１日までの間、この規則による改正後の福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第２２条及び第３８条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。	（虐待の防止に係る経過措置） 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月３１日までの間、この規則による改正後の福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第２２条及び第３８条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。	（虐待の防止に係る経過措置） 第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の介護老人保健施設基準（以下「新介護老人保健施設基準」という。）第一条の二第四項、第三十六条の二（新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。）及び第四十条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新介護老人保健施設基準第二十五条及び第四十七条、の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。	
		（業務継続計画の策定等に係る経過措置） 3 施行日から令和６年３月３１	（業務継続計画の策定等に係る経過措置） 3 施行日から令和６年３月３１	（業務継続計画の策定等に係る経過措置） 第三条 この省令の施行の日か	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		日までの間、改正後の規則第 23 条の 2（改正後の規則第 41 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第 23 条の 2 第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。 （認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） 4 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の規則第 23 条第 3 項及び第 39 条第 4 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。 （ユニットの定員に係る経過措置） 5 施行日以降、当分の間、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年度厚生労働省令第 9 号）第 9 条の規定による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年度厚	日までの間、改正後の規則第 23 条の 2（改正後の規則第 41 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第 23 条の 2 第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。 （認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） 4 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の規則第 23 条第 3 項及び第 39 条第 4 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。 （ユニットの定員に係る経過措置） 5 施行日以降、当分の間、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年度厚生労働省令第 9 号）第 9 条の規定による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年度厚	ら令和六年三月三十一日までの間、新介護老人保健施設基準第二十六条の二（新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。 （認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） 第五条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新介護老人保健施設基準第二十六条第三項及び第四十八条第四項、の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 （ユニットの定員に係る経過措置） 第六条 この省令の施行の日以降、当分の間、新介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ（２）の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型介護老人保健施設は、新介護老人保健施設基準第二条第一項第三号及び第四十八条第二	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
		生省令第 40 号）第 41 条第 2 項第 1 号イ（２）の規定に基づき入居定員が 10 人を超えるユニットを整備するユニット型介護老人保健施設は、改正後の規則第 3 条第 1 項第 2 号及び第 39 条第 2 項の基準を満たすほか、ユニット型介護老人保健施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。 （栄養管理に係る経過措置） 6 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の規則第 15 条の 2（改正後の規則第 41 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第 15 条の 2 中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。 （口腔衛生の管理に係る経過措置） 7 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の規則第 15 条の 3（改正後の規則第 41 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第 15 条の 3 中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。	生省令第 40 号）第 41 条第 2 項第 1 号イ（２）の規定に基づき入居定員が 10 人を超えるユニットを整備するユニット型介護老人保健施設は、改正後の規則第 3 条第 1 項第 2 号及び第 39 条第 2 項の基準を満たすほか、ユニット型介護老人保健施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。 （栄養管理に係る経過措置） 6 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の規則第 15 条の 2（改正後の規則第 41 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第 15 条の 2 中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。 （口腔衛生の管理に係る経過措置） 7 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の規則第 15 条の 3（改正後の規則第 41 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第 15 条の 3 中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。	項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。 （栄養管理に係る経過措置） 第八条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新介護老人保健施設基準第十七条の二（新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。 （口腔衛生の管理に係る経過措置） 第九条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新介護老人保健施設基準第十七条の三（新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置） 3 施行日から起算して6月を経過する日までの間、改正後の条例第17条第1項（改正後の条例第24条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。	（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置） 3 施行日から起算して6月を経過する日までの間、改正後の条例第17条第1項（改正後の条例第24条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。	（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置） 8 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の規則第25条第2項第3号（改正後の規則第41条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、その介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的 to実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的 to実施するよう努めるものとする。	（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置） 8 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の規則第25条第2項第3号（改正後の規則第41条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、その介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的 to実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的 to実施するよう努めるものとする。	（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置） 第十条 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新介護老人保健施設基準第三十六条第一項（新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の一号から三号に定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。	
	附 則		附 則	（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置） 第十一条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新介護老人保健施設基準第二十九条第二項第三号（新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、その従業者又は職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的 to実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的 to実施するよう努めるものとする。	附 則

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
	<u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u>		<u>（施行期日）</u> <u>1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第27条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>（協力医療機関との連携に関する経過措置）</u> <u>2 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、この規則による改正後の福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第26条第1項（改正後の規則第41条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めて</u>		<u>（施行期日）</u> <u>第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。</u> <u>（重要事項の掲示に係る経過措置）</u> <u>第二条 この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、第十一条の規定による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「新介護老人保健施設基準」という。）第三十一条第三項（新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。</u> <u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）</u> <u>第四条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、新介護老人保健施設基準第三十六条の三（新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは「するよう努めな</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省令（旧）	厚生労働省令（新）
			<u>おくよう努めなければ」とする。</u> <u>（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）</u> <u>3 この省令の施行の日から令和9年3月31日までの間は、改正後の規則第29条の2（改正後の規則第41条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。</u>		<u>ければ」とする。</u> <u>（協力医療機関との連携に関する経過措置）</u> <u>第六条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、新介護老人保健施設基準第三十条第一項（新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。</u>